

松田事務所ニュース

松田社労士事務所

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー 松田法子
〒810-0074 福岡市中央区大手門3-1-1-402
TEL:092-725-6130 FAX:092-725-6131
E-Mail:matsuda@matsuda-syaroushi.com
◆労働・社会保険関係事務・相談◆人事・労務管理の相談
◆就業規則、賃金規程等の作成・改訂◆給与計算代行業務

2013年度の各種保険料額・保険料率が決まりました

◆国民年金の保険料額

2月5日に発出された告示(平成25年厚労告第18号)により、平成25年度の保険料額は、前年度より60円引き上げられ、15,040円になります。

これは、15,820円(国年法87条の3に定められた、平成25年度の法定の保険料額)に0.951(平成25年度の保険料改定率)を掛けて算出された額です。
なお、保険料を前納した場合には、毎月納付するよりも割引かれた額での納付となります。それぞれ次の額となりますが、納付方法により割引率が異なりますので注意が必要です。

(1)1年間の保険料を前納

- ・176,700円(3,780円の割引き)…口座振替
- ・177,280円(3,200円の割引き)…現金納付またはクレジットカード納付

(2)6カ月間の保険料を前納

- ・89,210円(1,030円の割引き)…口座振替
- ・89,510円(730円の割引き)…現金納付またはクレジットカード納付

(3)1カ月間の保険料を早期納付(その月の保険料をその月末に納付)

- ・14,990円(50円の割引き)…口座振替

なお、1カ月間の保険料を現金で早期納付した場合、またクレジットカードで毎月納付する場合には割引の適用はありません。

◆協会けんぽの都道府県単位保険料率

2月6日に告示(平成25年厚労告第19号・第20号)が発出され、平成25年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率については、据置きとされることとなりました。

◆雇用保険料率

昨年12月19日に告示(平成24年厚労告第588号)が発出され、平成24年度の料率を据え置き、一般の事業で1.35%、農林水産・清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%となりました。

◆厚生年金保険の保険料率

今年8月分(9月納付分)までの保険料率は、一般16.766%、船員・坑内員17.192%となっていますが、9月分(10月納付分)からは、一般17.12%、船員・坑内員17.44%となります。



就活生・内定学生・若手社員 それぞれの思い

人材採用コンサルティング会社(株式会社ジョブウェブ)が、就職活動を行っている大学生(263名)を対象に昨年12月に実施した「2014年度卒学生・就職活動動向調査」によると、「会社説明会で聞きたいこと」の上位3つは次の通りでした。

- (1)他社との違い(77.6%)
- (2)会社の雰囲気・社風(71.9%)
- (3)仕事内容(68.8%)

また、「会社説明会のプログラムにあったら良いと思うもの」という質問に対する回答の上位3つは次の通りでした。

- (1)社員との交流会(76.8%)
- (2)社内見学(54.8%)
- (3)内定者との交流会(49.0%)

株式会社マイナビの総合情報サイト(マイナビニュース)が、内定を獲得した2013年4月入社の学生(329人)と、入社2～5年目の若手社会人(484人)を対象に昨年下半年に実施した「仕事に関する意識調査」によると、「愛社精神がある」と回答した内定学生は78.4%(前年比10.6ポイント減)、若手社会人は43.0%(同2.1ポイント増)との結果が出ました。

内定を受けて、入社後に「愛社精神」が薄らいでいく方が多いようです。

上記の結果に対して、新卒学生(新入社員)を受け入れる会社側の考えはどのようなものでしょうか。

経済同友会が、会員企業を対象に昨年9～10月に実施した「企業の採用と教育に関するアンケート調査」では、新卒者を採用する際の選考方法として重視するのは「面接」、ビジネスの基本能力として最も重視するのは「熱意・意欲」との回答が最多でした。また、アール株式会社(2012年4月入社)の業務を指導する「OJTトレーナー」(300名)を対象に昨年12月に実施した意識調査によると、「新入社員が配属された際に最低限できていて欲しいこと」で、現状なかなか身につけていないこととの問いについて、回答数の第1位は「自分で考えて行動できる」、第2位は「挨拶ができる」との結果でした。

知得情報! 助成金情報 ～第19回 平成25年度からの助成金(ご案内)～

既存の助成金を統廃合して新設される助成金は以下のとおりです。

(新助成金名)

(統廃合される助成金名)

- | | |
|----------------|--|
| ○雇用調整助成金 | ← ●雇用調整助成金、●中小企業緊急雇用安定助成金 |
| ○試行雇用奨励金 | ← ●若年者・日雇労働者・中高年齢者試行雇用奨励金、
●季節労働者・住居喪失不安定就労者試行雇用奨励金、等 |
| ○地域雇用開発奨励金 | ← ●地域求職者雇用奨励金、●地域再生中小企業創業助成金 |
| ○中小企業労働環境向上助成金 | ← ●中小企業人材確保推進事業助成金
●介護労働環境向上助成金 |

添乗員の派遣を受けている会社は労働組合法上の「使用者」に該当？

旅行会社A社の派遣添乗員Bが、A社に対して労働時間管理（管理を行っていなかった）に関して団体交渉を申し入れたところ、A社側がこれを拒否したため、B側が「不当労働行為である」と主張して救済を求めている事件について、昨年、中央労働委員会により、会社側の主張を棄却する判断が下されました（2012年11月29日）。

A社は旅行事業に関し、労働者派遣法に基づいて、派遣会社から添乗員Bの派遣を受けていましたが、Bが所属する労働組合本部および支部組合がA社側の労働時間管理等について団体交渉を申し入れたところ、A社側がこれを拒否したことについて、「不当労働行為である」として、救済を申し立てました。

初審（東京都労働委員会）では、団体交渉事項のうち、A社側が労働時間管理に関する議題に応じなかったことは不当労働行為に該当すると判断し、A社側に対して「誠実団交応諾」および「文書交付」を命じたところ、A社側は、これを不服として再審査を申し立てました。そしてこの度、会社側の再審査の申立ては棄却されたのです。再審査の申立てに対し、中央労働委員会は、「労働者派遣法第44条のみなし規定によって派遣事業主が責任を課せられている事項の措置を行っておらず、かつ労働時間を含む就業諸条件について雇用主と同視できる程度の支配力を有している」として、会社側を労働組合法第7条の「使用者」に当たるとの判断を下しました。形式的には「派遣先」と「派遣労働者」の関係であっても、実態として「使用者」と「労働者」の関係にある場合にはそのように判断される場合もあるため、注意が必要です。

3月の主な税務と労務手続き

- | | | |
|------|---|-------------------------------------|
| 11日 | ・源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
・雇用保険被保険者資格取得届の提出 | [郵便局または銀行]
< 前月以降に採用した労働者がいる場合 > |
| | | [公共職業安定所] |
| | ・労働保険一括有期事業開始届の提出 | < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 > |
| | | [労働基準監督署] |
| 15日 | ・個人の青色申告承認申請書の提出 | < 新規適用のもの > |
| | | [税務署] |
| | ・個人の道府県民税および市町村民税の申告 | [市区町村] |
| | ・個人事業税の申告 | [税務署] |
| | ・個人事業税所の申告 | [税務署] |
| | ・贈与税の申告期限 | < 昨年度分 > |
| | | [税務署] |
| | ・所得税の確定申告期限 | [税務署] |
| | ・確定申告税額の延期の届出書の提出 | [税務署] |
| 4月1日 | ・健保・厚年保険料の納付 | [郵便局または銀行] |
| | ・日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 | [年金事務所] |
| | ・労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 | [公共職業安定所] |
| | ・外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合） | < 雇入れ・離職の翌月末日 > |
| | | [公共職業安定所] |
| | ・個人事業者の消費税の確定申告期限 | [税務署] |

行列のできる人事労務相談所

今どきの「飲みニケーション」の実態は？

Q. 我社では定期的に飲み会を行っていますが、今どきの社員は職場の飲み会に対して一体どのように考えているのでしょうか？

A. 株式会社エルネットが、同社が運営するオンラインストレージサービス（宅ふぁいる便）のユーザーを対象に実施した「職場の飲み会に対するアンケート」によると、職場の飲み会がどのような場であるのかを聞いた質問では、「やや仕事の延長線上の場」との回答が39.0%、「やや仕事を離れた息抜き場の場」が35.2%、「仕事の延長線上の場」が17.1%、「仕事を離れた息抜き場の場」が8.8%となったそうです。

「仕事の延長線上」であると考えている人が若干多い結果です。

「職場の仲間と飲みに行く頻度は？」の質問に対しては、「不定期」との回答が多数を占め（62.2%）、次いで「月に1回」（15.4%）、「月に2-3回」（13.1%）、「月に4回以上」（7.6%）と続いています。

また、職場の仲間との飲み会の1回当たり平均費用は？との質問に対する回答では、多い順に「3,000～4,000円」（39.7%）、「2,000～3,000円」（27.1%）、「4,000～5,000円」（21.4%）、「5,000円以上」（7.6%）、「2,000円未満」（4.3%）となりました。

「飲みニケーション」が叫ばれて久しいですが、転職サイト「マイナビ」を運営する株式会社「マイナビ」が行ったアンケートによると、「だから職場の飲み会は行きたくない!」と思ってしまう瞬間について、次のような回答が挙がっています。

【男性】

- (1) 上司の説教が始まる（20.4%）
- (2) 飲み会の時間が長い（18.7%）
- (3) 会費が高い（16.2%）

【女性】

- (1) 会費が高い（23.6%）
- (2) お酌をさせられる（22.3%）
- (3) 飲み会の時間が長い（19.2%）

飲み会の場で不快に感じる方もいるようですが、飲み会が職場での人間関係に与える好影響も小さくないかもしれません。

編集後記

「労働契約法」、「高齢者雇用安定法」等の法改正が今年の4月は相次ぎますので別紙にて最低限知っておきたいポイントをまとめました。詳しい内容については、事務所ホームページの会員専用ページからレポートをダウンロードできるようにしておりますのでよろしくければご確認下さい。また、ご不明な点の確認、就業規則変更のご相談・ご依頼は担当者までご連絡下さい。



松田 法子